

組合保有情報の開示等に関する手続要領

制定 平成20年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、文書管理規程第3条に規定する文書（以下「組合保有情報」という。）について、組合員、利用者、債権者等（以下「組合員等」という。）からの開示、閲覧、謄写及び謄抄本（以下「開示等」という。）の請求に応ずるための手続等を定める。ただし、個人情報の開示等に関するものについては、別に定める「個人情報の開示等に関する手続要領」による。

(受付窓口および受付時間)

第2条 開示等の請求の受付は、本店・支店・出張所・事業所等の各窓口とする。なお、開示等の実施については、主たる事務所又は従たる事務所において西宇和農業協同組合（以下「組合」という。）が定める方法により行う。

2 受付の時間は、土曜、日曜、祝祭日及び年末年始を除く組合の営業時間内とする。なお、開示等の実施についても同様とする。

(開示等の種類及び範囲)

第3条 開示等の種類は次の通りとする。

- (1) 開示 組合保有情報の内容を明らかにすること
 - (2) 閲覧 組合保有情報を見たり読んだりすること
 - (3) 謄写 組合保有情報から書き写すこと
 - (4) 謄抄本 原本の全部、又は一部についてそのまま写し、あるいはコピーすること
- 2 開示等ができる組合保有情報は以下の範囲とする。
- (1) 法律によりその開示等が規定されているもの
 - (2) 組合内の規程によりその開示等が規定されているもの
 - (3) 組合の判断によりその開示等を承諾するもの
- 3 開示等の請求に際し、当該請求に係る組合保有情報が存在しているか否かを答えただけで不開示情報を開示することとなるときは、組合は組合保有情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる。

(開示等の請求の受付)

第4条 開示等の請求については、第2条第1項の規定に基づき各窓口において受け付けることを原則とするが、やむを得ない事情がある場合には、書面により郵送で受け付けることができる。なお、電子メールやファックスによる受付は行わない。

2 前項の請求の受付に当たっては、組合員等から請求する内容1件ごとに日本語で記載した請求書（別紙1）の提出を求めるものとする。

3 組合は、提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示等の請求をした者に対し、相当の期間を定めてその補正を求める。この場合において、組合は、開示等の請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努める。

4 個人に関するものの開示等については本人からの請求を原則とする。なお、代理人による請求については、第6条の規定に基づき代理人資格の確認を求める。

(本人の確認)

第5条 前条第4項の受付にあたっては、なりすましによる情報の漏洩を防止するため、次により開示等の請求者の本人確認を行う。なお、電話等による開示等の求めがあった場合には、来店または郵送による請求を求める。

(1) 来店による請求の場合

窓口において直接的に本人であることを証明できる運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、年金手帳、実印及び印鑑証明（交付日よ

り3ヶ月以内のもの)又は外国人登録証明書の提示を求める。

(2) 郵送の場合

郵送の場合には、運転免許証又はパスポートの写し及び住民票又は印鑑証明書(交付日より3ヶ月以内のもの)の同封を求める。なお、印鑑証明書を同封する場合には、請求書に実印を押印する。

(代理人資格の確認)

第6条 代理人による請求の受付は、来店によるものとし、この場合には本人及び代理人双方につき、前条の本人確認の方法により確認を行う。ただし、代理人が弁護士又は司法書士の場合には、名刺・バッジを確認のうえ、登録番号を控えることによることができる。

2 代理人資格の確認については、以下の証明書に基づきこれを行う。

(1) 法定代理人の場合

請求者本人との続柄の証明できる住民票その他続柄を証明できるもの

(2) 任意代理人の場合

本人の印鑑証明書(交付日より3ヶ月以内のもの)付きの請求書及び委任状(実印押印のもの)

(開示等の請求に対する通知等)

第7条 組合は、開示等の請求に基づき組合保有情報の全部又は一部の開示等を実施するときは、その旨の決定をし、開示等の請求者に対し、その旨及び開示等の実施に関する必要事項を、原則として、請求のあった日から7営業日以内(ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は除く。)を目途に郵送の方法により通知する。ただし、本人との間で別に同意した方法があればその同意した方法によることができる。

2 組合は、開示等の請求に係る組合保有情報の全部を開示しないとき(第3条第3項の規定により開示等の請求を拒否するとき及び当該請求に係る組合保有情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、請求者に対してその旨を通知する。

(開示等の手数料)

第8条 組合は、組合保有情報の開示等の請求する者又は受ける者から、開示等の請求に係る手数料又は実施に係る手数料を徴求する。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において組合が定める。

(対応の記録)

第9条 開示等の請求につき、担当者は次の事項につき対応の内容と経緯を取りまとめ、所定の決裁を受けた後に開示等を履行するとともに、当該記録は請求書及び交付書類の写しとともに5年間保管するものとする。

(1) 請求の内容

(2) 開示等をした項目・内容

(3) 開示等をしなかった項目・内容と理由

(4) 本人及び代理人との交渉等の内容と経緯

(5) 今後特に問題となりそうな点がある場合の留意事項

(6) その他

(要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、理事長がこれを行う。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。